

国不建整第101号
令和2年12月1日

建設業者団体の長 殿

・ 国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和2年12月1日付け国不建推第31号・国不専建第19号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

貴会傘下建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」「東京電力福島第一・第二原子力発電所の周辺地域における作業では、労働者の賃金等に加えて特殊な作業環境及び安全確保を踏まえた手当、諸経費を適正に考慮する。」「週休二日対象工事においては、週休二日を取得するのに要する労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の割増を適切に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。なお、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法定福利費、労務管理費、安全管理費等）を試算の上、加算した金額（参考値）の公表を行っているので、併せて周知をお願いする。



参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
- 7 これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
- この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工程、工事規模等の条件により変動する。
- また、過隔地からの労働者の流入を想定したものである。
- 7 この表は、「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

上段：公共工事設計労務単価
(下段：公共工事設計労務単価十必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等) (参考値))

		所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)																				
地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	港かん工	港かん世話役	さく岩工	トンネル特注工	トンネル作業員	
北海道	01 北海道	21,100 (28,700)	17,300 (24,300)	14,400 (20,200)	19,700 (27,700)	26,400 (37,100)	23,700 (33,300)	-	22,000 (30,900)	20,900 (29,400)	24,200 (34,000)	25,000 (35,200)	24,200 (34,000)	26,800 (37,400)	20,700 (29,100)	17,600 (24,700)	35,100 (49,400)	41,700 (58,600)	-	-	38,300 (53,600)	27,900 (39,200)
		24,300 (34,200)	17,800 (25,200)	13,800 (19,100)	19,500 (27,400)	26,800 (37,700)	24,600 (34,600)	-	25,300 (35,600)	19,200 (27,000)	28,100 (38,000)	23,200 (32,600)	27,000 (36,900)	24,800 (34,800)	26,200 (36,200)	23,800 (32,800)	34,400 (48,400)	40,900 (57,500)	32,000 (45,000)	36,800 (51,700)	26,900 (37,800)	
東北	02 青森県	23,400 (32,900)	19,300 (27,100)	14,300 (20,100)	20,500 (28,800)	28,200 (39,000)	23,600 (33,200)	-	25,400 (35,700)	20,200 (28,400)	28,000 (38,000)	23,400 (32,900)	23,000 (32,300)	25,000 (34,800)	26,000 (35,800)	22,000 (31,800)	34,400 (48,100)	40,900 (56,800)	32,000 (44,400)	38,900 (54,600)	27,100 (38,100)	
	03 岩手県	24,800 (34,900)	19,200 (27,000)	15,300 (21,500)	21,500 (30,200)	28,900 (40,600)	26,700 (37,500)	-	25,400 (35,700)	21,600 (30,400)	31,300 (44,000)	26,400 (37,100)	26,800 (37,800)	28,900 (38,200)	27,200 (34,400)	24,500 (34,800)	34,200 (48,100)	40,500 (56,800)	31,600 (44,400)	38,800 (54,600)	26,900 (37,800)	
	04 宮城県	22,900 (32,200)	18,100 (25,400)	14,800 (20,500)	20,200 (28,400)	26,900 (37,800)	24,300 (34,200)	-	25,400 (35,700)	18,800 (27,800)	26,800 (37,700)	23,800 (33,500)	23,700 (33,300)	25,300 (35,600)	25,300 (35,600)	23,500 (34,300)	34,400 (48,200)	40,900 (57,500)	32,000 (45,000)	37,800 (52,900)	27,300 (38,300)	
	05 秋田県	23,000 (32,300)	18,100 (25,400)	15,300 (21,500)	20,600 (29,000)	25,600 (36,000)	24,400 (34,300)	-	25,200 (35,400)	20,600 (29,600)	27,200 (38,200)	24,800 (34,800)	26,400 (37,100)	26,600 (37,400)	23,900 (34,700)	21,700 (31,700)	34,400 (48,400)	40,800 (57,400)	32,000 (45,000)	37,600 (52,800)	27,200 (38,200)	
	06 山形県	24,800 (34,900)	19,100 (26,900)	16,800 (23,300)	21,100 (29,700)	28,000 (39,400)	26,500 (37,300)	28,400 (37,100)	25,500 (35,900)	21,100 (29,700)	27,500 (38,700)	24,700 (34,700)	26,500 (37,300)	28,500 (39,000)	23,100 (32,500)	20,500 (28,400)	34,400 (48,400)	40,700 (57,200)	31,800 (44,700)	37,500 (52,700)	28,700 (37,500)	
	07 福島県	21,900 (30,800)	20,300 (28,500)	14,100 (19,800)	20,800 (29,000)	24,200 (34,000)	25,600 (36,000)	26,800 (37,700)	25,200 (35,400)	21,800 (30,700)	25,200 (35,400)	23,700 (33,300)	25,000 (35,200)	26,400 (36,300)	23,700 (33,300)	19,500 (27,400)	29,900 (42,000)	35,400 (49,000)	29,900 (42,000)	31,400 (44,100)	24,200 (34,000)	
	関東	08 茨城県	21,900 (30,800)	20,300 (28,500)	14,100 (19,800)	20,800 (29,000)	24,200 (34,000)	25,600 (36,000)	26,800 (37,700)	25,200 (35,400)	21,800 (30,700)	25,200 (35,400)	23,700 (33,300)	25,000 (35,200)	26,400 (36,300)	23,700 (33,300)	19,500 (27,400)	29,900 (42,000)	35,400 (49,000)	29,900 (42,000)	31,400 (44,100)	24,200 (34,000)
		09 栃木県	21,700 (30,500)	19,000 (26,700)	14,000 (19,700)	20,400 (28,700)	25,800 (36,300)	24,200 (34,000)	26,800 (37,800)	25,200 (35,400)	21,500 (30,200)	25,200 (35,400)	24,600 (34,800)	26,300 (37,000)	29,100 (40,900)	21,300 (29,900)	20,400 (28,700)	30,000 (42,200)	35,500 (49,500)	29,800 (42,000)	31,900 (44,900)	24,600 (34,600)
		10 群馬県	21,700 (30,500)	20,100 (28,300)	15,000 (21,100)	20,500 (28,800)	26,900 (37,800)	23,100 (32,500)	25,800 (36,300)	25,000 (35,200)	21,100 (29,700)	24,500 (34,400)	24,000 (33,700)	22,900 (32,200)	27,200 (36,200)	21,700 (30,500)	18,300 (25,700)	30,100 (42,300)	35,500 (49,500)	29,900 (42,000)	34,300 (47,300)	24,500 (34,400)
		11 埼玉県	23,300 (32,800)	20,600 (29,000)	14,900 (20,900)	20,300 (28,500)	25,800 (36,300)	26,700 (37,500)	26,900 (37,800)	25,300 (35,600)	23,200 (32,600)	27,000 (38,000)	25,100 (35,100)	26,700 (36,900)	28,400 (38,900)	25,100 (35,100)	26,700 (36,900)	30,000 (42,200)	35,500 (49,500)	29,900 (42,000)	30,300 (42,800)	24,300 (34,200)
12 千葉県		24,100 (33,900)	20,300 (28,500)	14,800 (20,800)	21,200 (29,800)	27,700 (38,100)	27,700 (38,000)	25,300 (35,800)	23,400 (33,900)	28,100 (38,500)	25,000 (35,200)	26,800 (37,800)	28,500 (39,000)	28,500 (40,100)	24,000 (33,700)	21,300 (29,800)	30,000 (42,000)	35,500 (49,500)	29,900 (42,000)	30,200 (42,500)	24,300 (34,200)	
13 東京都		24,600 (34,600)	21,500 (30,200)	15,400 (21,700)	21,200 (29,800)	27,100 (38,100)	27,100 (38,400)	25,300 (35,800)	23,500 (34,000)	27,600 (38,800)	25,700 (36,100)	26,300 (36,800)	28,300 (42,500)	30,200 (43,000)	24,200 (34,000)	21,000 (29,800)	30,000 (42,000)	35,500 (49,500)	29,900 (42,000)	29,400 (41,300)	24,300 (34,200)	
14 神奈川県		23,900 (33,900)	20,500 (28,500)	15,100 (21,800)	20,700 (29,100)	27,500 (38,100)	27,500 (38,400)	25,100 (35,300)	23,500 (34,000)	25,900 (36,400)	25,700 (36,100)	26,300 (36,800)	31,000 (43,000)	31,000 (43,000)	25,200 (35,400)	21,500 (30,200)	30,000 (42,000)	35,500 (49,500)	29,900 (42,000)	32,700 (45,000)	24,300 (34,200)	
15 山梨県		23,700 (33,300)	20,300 (28,500)	15,500 (21,800)	20,800 (29,200)	27,600 (38,000)	26,600 (37,400)	26,600 (37,400)	24,700 (35,000)	24,900 (35,000)	24,900 (35,000)	26,200 (36,800)	28,900 (40,600)	28,900 (40,600)	23,300 (32,800)	21,100 (29,800)	32,000 (45,000)	37,800 (53,100)	27,700 (38,900)	34,700 (49,800)	25,600 (36,000)	
16 長野県	22,800 (32,100)	19,700 (27,700)	15,600 (21,900)	20,500 (28,800)	24,100 (34,000)	24,100 (33,900)	25,600 (35,900)	23,600 (34,000)	21,600 (30,400)	23,600 (34,400)	24,500 (35,300)	24,000 (34,700)	26,400 (37,100)	21,700 (30,500)	18,500 (26,800)	30,300 (42,600)	35,900 (50,500)	30,200 (42,500)	33,400 (47,000)	24,700 (34,700)		
北陸	17 新潟県	22,500 (31,600)	19,000 (26,700)	16,800 (23,300)	20,400 (28,700)	27,200 (38,200)	23,500 (33,000)	23,500 (34,000)	21,100 (28,700)	24,700 (34,700)	23,200 (32,600)	24,000 (33,700)	25,200 (35,400)	25,200 (35,400)	22,300 (31,400)	19,500 (27,400)	33,900 (47,700)	40,100 (56,800)	30,400 (42,700)	36,700 (51,600)	25,500 (35,900)	
	18 富山県	25,000 (35,200)	20,100 (28,300)	15,500 (21,600)	20,100 (28,400)	26,900 (37,800)	26,900 (37,800)	24,300 (34,200)	22,800 (32,500)	25,700 (36,000)	25,700 (36,000)	26,300 (36,800)	28,300 (40,100)	28,300 (40,100)	23,500 (33,300)	21,400 (29,800)	33,800 (47,500)	40,000 (56,200)	30,300 (42,800)	37,400 (52,800)	25,200 (35,400)	
	19 石川県	24,100 (33,900)	20,700 (29,100)	15,400 (21,700)	19,900 (28,000)	26,400 (36,900)	26,400 (37,100)	24,300 (34,400)	22,300 (32,500)	26,100 (36,700)	25,100 (35,300)	25,100 (35,300)	25,900 (36,400)	28,500 (39,200)	22,900 (32,200)	20,300 (28,500)	33,800 (47,500)	39,900 (56,100)	30,300 (42,800)	37,200 (52,300)	25,700 (36,100)	
	中部	20 岐阜県	22,800 (32,100)	20,300 (28,500)	15,100 (21,100)	21,400 (29,800)	26,700 (37,500)	25,800 (36,300)	26,800 (37,800)	24,500 (34,900)	21,600 (30,400)	24,700 (34,700)	25,500 (35,300)	25,000 (34,800)	27,400 (38,200)	23,600 (32,600)	20,400 (29,000)	32,000 (45,000)	37,800 (53,100)	27,700 (38,900)	35,800 (50,100)	25,500 (36,300)
		21 静岡県	22,600 (31,800)	21,400 (30,100)	13,700 (19,300)	20,700 (29,100)	26,400 (37,100)	25,000 (35,200)	27,500 (38,700)	28,000 (38,400)	22,800 (32,100)	25,300 (35,600)	26,700 (37,500)	26,700 (37,500)	29,600 (41,600)	23,100 (32,500)	20,700 (29,100)	32,000 (45,000)	37,900 (53,300)	27,800 (39,100)	35,400 (49,800)	25,700 (36,100)
		22 愛知県	23,700 (33,300)	20,300 (28,500)	15,500 (21,800)	20,800 (29,200)	27,600 (38,000)	26,600 (37,400)	26,600 (37,400)	24,700 (35,000)	24,900 (35,000)	24,900 (35,000)	26,200 (36,800)	28,900 (40,600)	28,900 (40,600)	23,300 (32,800)	21,100 (29,800)	32,000 (45,000)	37,800 (53,100)	27,700 (38,900)	34,700 (49,800)	25,600 (36,000)
23 愛知県		23,700 (33,300)	20,300 (28,500)	15,500 (21,800)	20,800 (29,200)	27,600 (38,000)	26,600 (37,400)	26,600 (37,400)	24,700 (35,000)	24,900 (35,000)	24,900 (35,000)	26,200 (36,800)	28,900 (40,600)	28,900 (40,600)	23,300 (32,800)	21,100 (29,800)	32,000 (45,000)	37,800 (53,100)	27,700 (38,900)	34,700 (49,800)	25,600 (36,000)	
24 三重県		22,700 (31,900)	19,600 (27,600)	14,700 (20,700)	21,700 (29,700)	27,200 (38,200)	27,200 (38,200)	24,300 (34,300)	21,800 (30,700)	25,000 (35,000)	25,900 (35,900)	25,400 (35,700)	28,500 (39,000)	28,500 (40,100)	22,900 (32,200)	20,200 (28,400)	32,000 (45,000)	37,900 (53,300)	27,800 (39,100)	35,600 (50,100)	25,400 (35,700)	
25 三重県		22,700 (31,900)	19,600 (27,600)	14,700 (20,700)	21,700 (29,700)	27,200 (38,200)	27,200 (38,200)	24,300 (34,300)	21,800 (30,700)	25,000 (35,000)	25,900 (35,900)	25,400 (35,700)	28,500 (39,000)	28,500 (40,100)	22,900 (32,200)	20,200 (28,400)	32,000 (45,000)	37,900 (53,300)	27,800 (39,100)	35,600 (50,100)	25,400 (35,700)	
近畿	26 福井県	20,400 (28,700)	17,300 (24,300)	13,500 (19,200)	20,100 (28,300)	22,600 (31,200)	22,200 (31,200)	28,000 (38,400)	-	19,700 (27,700)	22,500 (31,600)	22,000 (30,900)	23,600 (33,200)	23,600 (33,200)	19,700 (27,700)	19,200 (27,000)	30,100 (42,300)	35,700 (50,200)				

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間あたりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種中の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含んでいる。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工程、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
- 7 この表は、「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

上段：公共工事設計労務単価 (下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等) (参考値))																					
		所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円) 五(単位:円)																			
地方連絡 施設名	都道府県名	トンネル 掘削工	特殊工 掘削工	掘削工 一般工	掘削工 特殊工	土木一般 建設工	高級技師	普通技師	潜水士	潜水補給 員	潜水送気 員	山林砂防 工	軌道工	製氷工	大工	左官	配管工	はり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道	37,400 (52,600)	31,200 (43,300)	31,500 (44,300)	38,400 (54,000)	21,900 (30,800)	27,300 (38,400)	21,600 (30,400)	41,700 (58,600)	27,300 (38,400)	26,200 (36,800)	-	-	23,300 (32,800)	25,100 (35,300)	25,100 (35,300)	20,500 (28,800)	25,300 (35,600)	26,300 (37,000)	25,200 (35,400)	-
	02 青森県	37,600 (52,800)	30,500 (42,900)	32,900 (46,300)	37,000 (52,000)	25,900 (36,400)	28,000 (39,400)	22,100 (31,100)	47,800 (66,800)	29,500 (41,500)	29,800 (41,800)	-	-	29,700 (41,800)	26,300 (37,300)	26,500 (37,300)	20,000 (28,100)	24,500 (34,400)	23,200 (32,800)	24,500 (34,400)	-
	03 岩手県	37,700 (53,000)	30,700 (43,200)	33,000 (46,400)	38,500 (54,100)	25,900 (38,400)	28,100 (39,500)	22,100 (31,100)	49,500 (69,600)	30,700 (43,200)	31,400 (44,100)	-	-	30,000 (42,200)	27,100 (38,100)	28,200 (39,600)	21,300 (29,800)	24,500 (34,400)	23,400 (32,900)	24,700 (34,700)	-
	04 宮城県	37,400 (52,600)	30,400 (42,700)	32,700 (46,000)	41,900 (58,800)	26,000 (38,600)	27,900 (39,200)	21,900 (30,800)	54,000 (75,800)	33,500 (47,100)	33,900 (47,700)	-	-	33,800 (47,500)	29,300 (41,200)	30,500 (42,900)	22,400 (31,500)	24,300 (34,200)	25,600 (36,000)	26,700 (37,500)	-
	05 秋田県	37,600 (52,800)	31,000 (43,600)	32,900 (46,300)	38,200 (53,700)	26,900 (37,800)	28,000 (39,400)	22,100 (31,100)	49,100 (69,000)	30,200 (42,500)	30,800 (43,300)	-	-	28,800 (37,700)	29,000 (40,800)	26,900 (37,800)	19,400 (27,300)	24,500 (34,400)	23,800 (33,500)	24,400 (34,300)	-
	06 山形県	37,600 (52,800)	30,900 (43,400)	32,900 (46,300)	37,400 (52,600)	25,100 (36,000)	28,000 (39,400)	23,100 (32,500)	49,400 (69,500)	30,500 (42,800)	31,000 (43,600)	-	-	31,300 (44,000)	27,200 (38,200)	25,200 (36,100)	26,400 (37,100)	21,400 (30,100)	24,500 (34,400)	25,600 (36,000)	25,200 (35,400)
	07 福島県	37,500 (52,700)	30,500 (42,900)	32,900 (46,300)	37,400 (52,600)	23,600 (34,500)	28,000 (39,400)	23,100 (32,500)	49,400 (69,500)	30,500 (42,800)	31,200 (43,800)	-	-	38,300 (53,800)	25,200 (35,400)	26,000 (39,400)	25,000 (37,300)	21,900 (30,800)	24,400 (34,300)	26,300 (37,000)	25,700 (38,100)
関東	08 茨城県	33,800 (47,500)	29,800 (41,900)	31,100 (43,700)	33,500 (47,100)	23,200 (32,600)	30,700 (43,200)	23,100 (32,500)	38,100 (53,600)	24,300 (34,200)	26,700 (37,500)	28,900 (37,800)	45,500 (64,000)	24,900 (35,000)	25,900 (36,400)	26,700 (37,500)	22,000 (30,800)	25,000 (35,200)	26,900 (37,800)	26,900 (37,800)	-
	09 栃木県	33,900 (47,700)	30,300 (42,600)	31,100 (43,700)	33,800 (47,500)	23,100 (32,500)	30,700 (43,200)	23,100 (32,500)	38,400 (54,000)	25,100 (35,300)	27,000 (38,000)	28,900 (37,800)	46,300 (65,100)	24,700 (34,700)	26,300 (37,000)	27,000 (38,000)	22,100 (31,100)	25,100 (35,300)	27,900 (38,200)	27,400 (38,500)	-
	10 群馬県	33,700 (47,400)	30,100 (42,300)	31,100 (43,700)	33,800 (47,500)	23,200 (32,600)	30,800 (43,300)	23,100 (32,500)	39,500 (56,100)	24,500 (34,400)	26,300 (37,000)	27,100 (38,100)	42,900 (60,300)	24,600 (34,600)	25,400 (35,700)	23,800 (33,500)	21,400 (30,100)	25,100 (35,300)	25,600 (36,000)	24,900 (35,000)	-
	11 埼玉県	33,900 (47,700)	30,500 (43,000)	31,200 (43,900)	34,000 (47,800)	23,500 (33,000)	29,200 (41,100)	23,100 (32,500)	39,800 (56,800)	28,300 (38,800)	28,300 (38,800)	28,300 (38,800)	48,400 (65,200)	25,800 (38,400)	26,600 (38,000)	26,600 (38,000)	25,800 (36,000)	21,900 (30,800)	28,900 (40,800)	27,800 (39,100)	-
	12 千葉県	33,800 (47,500)	30,300 (42,900)	31,200 (43,900)	34,000 (47,800)	23,400 (33,000)	29,200 (41,100)	23,100 (32,500)	39,800 (56,800)	28,300 (38,800)	28,300 (38,800)	28,300 (38,800)	47,400 (64,000)	25,100 (35,300)	26,600 (38,000)	26,600 (38,400)	22,300 (31,400)	25,100 (35,300)	29,000 (40,800)	27,900 (39,200)	-
	13 東京都	33,600 (47,200)	30,000 (42,600)	31,200 (43,900)	34,400 (48,400)	23,400 (34,700)	29,200 (41,100)	23,100 (32,500)	41,000 (57,600)	28,300 (38,800)	28,100 (38,500)	28,900 (38,500)	45,200 (63,600)	26,000 (36,800)	26,000 (36,800)	27,700 (38,900)	22,900 (32,200)	25,300 (35,400)	29,900 (42,000)	27,900 (39,200)	-
	14 神奈川県	33,700 (47,400)	29,800 (43,000)	31,200 (44,000)	33,700 (47,400)	23,100 (33,000)	29,200 (41,100)	23,100 (32,500)	40,300 (56,700)	27,500 (38,700)	27,000 (38,000)	28,900 (37,800)	43,900 (61,700)	25,900 (36,400)	26,600 (37,800)	26,600 (38,000)	21,700 (30,500)	25,100 (35,300)	27,500 (38,700)	27,200 (38,200)	-
	15 山梨県	34,000 (47,800)	30,000 (42,500)	31,200 (44,000)	33,100 (46,800)	23,800 (33,500)	29,100 (41,000)	23,000 (32,400)	40,700 (56,900)	27,000 (38,200)	26,900 (37,800)	28,900 (38,800)	44,400 (61,000)	26,900 (37,800)	27,700 (38,600)	28,500 (39,400)	21,700 (30,500)	25,100 (35,300)	27,000 (38,000)	26,800 (37,800)	-
	16 長野県	33,700 (47,400)	29,800 (43,000)	31,200 (44,000)	33,700 (47,400)	23,100 (33,000)	29,200 (41,100)	23,100 (32,500)	40,300 (56,700)	27,500 (38,700)	27,000 (38,000)	28,900 (37,800)	43,900 (61,700)	25,900 (36,400)	26,600 (37,800)	26,600 (38,000)	21,700 (30,500)	25,100 (35,300)	27,500 (38,700)	27,200 (38,200)	21,800 (30,700)
	17 新潟県	40,300 (56,700)	29,400 (41,300)	35,400 (49,800)	33,300 (46,800)	21,400 (30,100)	28,100 (39,500)	22,300 (31,400)	42,300 (59,500)	25,700 (38,100)	27,800 (39,100)	-	30,600 (43,000)	23,400 (32,900)	23,800 (33,500)	23,400 (32,900)	21,200 (29,800)	23,200 (33,000)	24,400 (34,300)	20,700 (28,100)	-
	18 富山県	39,800 (56,100)	29,200 (41,100)	35,300 (49,600)	34,200 (48,100)	22,700 (31,800)	28,800 (37,700)	22,300 (31,400)	43,000 (60,500)	28,200 (38,300)	28,400 (39,500)	25,100 (35,300)	35,400 (49,800)	25,900 (38,400)	24,400 (34,300)	24,200 (34,000)	21,300 (29,500)	23,100 (32,500)	24,600 (34,600)	21,000 (28,900)	-
	19 石川県	39,900 (58,100)	29,400 (41,300)	35,300 (49,600)	34,800 (48,900)	22,800 (34,200)	28,800 (37,700)	22,400 (31,500)	41,500 (58,300)	28,700 (37,400)	28,700 (37,500)	25,100 (35,300)	36,100 (50,800)	25,400 (35,700)	24,400 (34,300)	23,800 (33,500)	21,500 (30,200)	23,100 (32,500)	24,700 (34,700)	21,000 (28,900)	-
中部	20 岐阜県	37,100 (52,200)	29,700 (41,800)	32,300 (45,400)	33,400 (47,000)	22,700 (33,800)	28,200 (39,300)	22,200 (31,200)	37,800 (53,100)	24,300 (34,200)	27,800 (38,100)	28,700 (44,400)	38,700 (54,400)	26,500 (37,300)	26,700 (37,500)	24,100 (33,900)	21,500 (30,200)	25,200 (35,400)	24,500 (34,300)	24,400 (34,300)	20,500 (28,800)
	21 静岡県	37,100 (52,200)	30,500 (42,900)	32,400 (45,600)	33,700 (47,400)	22,700 (34,200)	28,200 (39,300)	22,200 (31,200)	43,200 (60,700)	27,500 (37,800)	27,700 (38,900)	41,500 (58,300)	25,000 (35,200)	26,700 (37,500)	25,400 (35,700)	21,600 (30,400)	21,600 (30,800)	25,400 (35,600)	27,000 (37,200)	21,200 (29,800)	-
	22 愛知県	37,100 (52,200)	29,600 (41,800)	32,300 (45,400)	32,900 (46,300)	22,400 (33,800)	28,200 (39,300)	22,200 (31,200)	40,500 (56,800)	26,300 (37,000)	24,600 (34,600)	27,700 (38,900)	39,300 (55,300)	28,800 (37,700)	27,900 (37,000)	21,700 (30,700)	21,700 (31,500)	25,200 (35,400)	26,500 (37,300)	24,700 (34,700)	-
	23 三重県	37,100 (52,200)	29,600 (41,800)	32,400 (45,400)	33,700 (47,400)	22,700 (34,200)	28,200 (39,300)	22,200 (31,200)	40,500 (56,800)	26,300 (37,000)	24,600 (34,600)	27,700 (38,900)	39,300 (55,300)	28,800 (37,700)	27,900 (37,000)	21,700 (30,700)	21,700 (31,500)	25,200 (35,400)	26,500 (37,300)	24,700 (34,700)	-
	24 奈良県	37,100 (52,200)	29,600 (41,800)	32,400 (45,400)	33,700 (47,400)	22,700 (34,200)	28,200 (39,300)	22,200 (31,200)	40,500 (56,800)	26,300 (37,000)	24,600 (34,600)	27,700 (38,900)	39,300 (55,300)	28,800 (37,700)	27,900 (37,000)	21,700 (30,700)	21,700 (31,500)	25,200 (35,400)	26,500 (37,300)	24,700 (34,700)	-
近畿	25 和歌山県	37,100 (52,200)	29,600 (41,800)	32,400 (45,400)	33,700 (47,400)	22,700 (34,200)	28,200 (39,300)	22,200 (31,200)	40,500 (56,800)	26,300 (37,000)	24,600 (34,600)	27,700 (38,900)	39,300 (55,300)	28,800 (37,700)	27,900 (37,000)	21,700 (30,700)	21,700 (31,500)	25,200 (35,400)	26,500 (37,300)	24,700 (34,700)	-
	26 大阪府	37,100 (52,200)	29,600 (41,800)	32,400 (45,400)	33,700 (47,400)	22,700 (34,200)	28,200 (39,300)	22,200 (31,200)	40,500 (56,800)	26,300 (37,000)	24,600 (34,600)	27,700 (38,900)	39,300 (55,300)	28,800 (37,700)	27,900 (37,000)	21,700 (30,700)	21,700 (31,500)	25,200 (35,400)	26,500 (37,300)	24,700 (34,700)	-
	27 京都府	37,100 (52,200)	29,600 (41,800)	32,400 (45,400)	33,700 (47,400)	22,700 (34,200)	28,200 (39,300)	22,200 (31,200)	40,500 (56,800)	26,300 (37,000)	24,600 (34,600)	27,700 (38,900)	39,300 (55,300)	28,800 (37,700)	27,900 (37,000)	21,700 (30,700)	21,700 (31,500)	25,200 (35,400)	26,500 (37,300)	24,700 (34,700)	-
	28 兵庫県	37,100 (52,200)	29,600 (41,800)	32,400 (45,400)	33,700 (47,400)	22,700 (34,200)	28,200 (39,300,														

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の経費費は含まれていない。(例えば、交通誘導等係員の単価については、賃金全社に必要経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工程、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものはない。
- 7 この表は、「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

(下段):公共工事設計勞務單價十必要経費(法定福利費(事業主負担分)、勞務管理費、宿舍費等)(参考値)

所定労働時間外に時間外労働の機会(単位:円)												
地方連合協議会名	都道府県名	サッシ工	屋根ふき工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保潔工	設備修繕工	文書録事 管理員A	文書録事 管理員B	交通録事 管理員B
北海道	01 北海道	25,200 (35,400)	-	24,500 (34,400)	22,100 (31,100)	21,300 (29,900)	20,300 (28,500)	23,800 (33,200)	22,700 (31,800)	13,900 (19,500)	11,800 (16,800)	
	02 青森県	27,000 (38,000)	-	24,000 (33,700)	23,300 (33,000)	-	19,300 (27,100)	22,100 (31,100)	22,000 (30,900)	12,900 (18,000)	11,300 (15,900)	
	03 岩手県	27,000 (38,000)	-	24,300 (34,200)	23,400 (32,900)	-	19,500 (27,400)	22,000 (30,800)	21,900 (30,800)	13,800 (19,400)	12,000 (16,800)	
	04 宮城県	28,800 (40,600)	-	26,400 (37,100)	23,900 (32,300)	-	19,800 (28,800)	22,000 (30,900)	21,900 (30,800)	15,100 (21,200)	13,000 (18,300)	
	05 秋田県	27,300 (38,400)	-	24,300 (34,200)	23,300 (32,800)	-	19,400 (27,300)	22,100 (31,100)	22,000 (30,800)	13,000 (18,300)	11,200 (15,700)	
北海道	06 山形県	28,700 (37,500)	-	25,600 (36,000)	23,300 (32,600)	21,400 (30,100)	20,600 (29,000)	22,100 (31,100)	22,000 (30,800)	14,700 (20,700)	12,800 (17,700)	
	07 福島県	27,500 (38,400)	-	26,300 (37,000)	23,300 (32,800)	22,100 (31,900)	20,300 (28,500)	22,100 (31,100)	21,900 (30,800)	15,100 (21,200)	13,000 (18,300)	
	08 茨城県	25,700 (38,100)	-	27,800 (39,100)	24,800 (34,800)	-	22,000 (30,900)	22,700 (31,900)	23,000 (32,300)	14,700 (20,700)	13,400 (18,800)	
	09 栃木県	25,800 (38,300)	-	28,300 (39,800)	24,800 (34,800)	-	21,800 (30,700)	22,700 (31,900)	23,000 (32,300)	14,300 (20,100)	12,400 (17,400)	
	10 群馬県	24,900 (35,000)	-	27,500 (38,700)	24,800 (34,900)	24,400 (34,300)	21,100 (29,700)	22,700 (31,800)	23,000 (32,000)	13,700 (19,000)	12,000 (16,800)	
関東	11 埼玉県	25,400 (37,700)	-	28,000 (39,400)	24,800 (35,000)	-	22,300 (31,400)	22,700 (32,300)	23,000 (32,000)	14,600 (20,500)	12,900 (18,100)	
	12 千葉県	25,500 (35,800)	-	27,500 (38,700)	24,900 (35,000)	-	22,000 (30,900)	22,700 (32,300)	23,000 (32,000)	15,000 (21,100)	13,000 (18,300)	
	13 東京都	25,600 (36,000)	-	27,700 (38,900)	24,900 (35,000)	-	22,300 (31,400)	22,700 (32,300)	23,000 (32,000)	15,500 (21,800)	13,500 (19,000)	
	14 神奈川県	25,200 (35,400)	-	28,100 (39,500)	24,900 (35,000)	24,300 (34,200)	21,600 (30,400)	22,700 (31,700)	23,000 (32,000)	15,400 (21,700)	13,500 (19,000)	
	15 山梨県	25,400 (35,700)	-	28,300 (38,800)	24,900 (35,000)	24,300 (34,200)	22,700 (30,200)	22,700 (31,900)	23,000 (32,300)	14,400 (19,800)	13,000 (17,400)	
	20 長野県	24,700 (34,700)	-	27,200 (38,200)	25,100 (35,300)	24,500 (34,400)	21,200 (29,800)	22,700 (31,900)	23,000 (32,300)	13,000 (18,300)	11,100 (15,600)	
	15 新潟県	27,200 (38,200)	-	24,800 (34,900)	23,500 (33,000)	20,500 (28,800)	20,500 (28,800)	22,400 (31,500)	22,800 (31,800)	14,400 (20,400)	12,500 (17,500)	
	16 富山県	28,300 (37,000)	-	24,600 (34,600)	23,400 (32,900)	20,300 (28,500)	21,000 (29,500)	22,400 (31,500)	22,600 (31,800)	14,200 (20,000)	12,900 (18,100)	
	17 石川県	25,800 (36,300)	-	23,900 (33,800)	23,400 (32,900)	19,500 (28,000)	21,100 (29,700)	22,400 (31,500)	22,800 (31,800)	14,400 (20,000)	12,800 (18,000)	
	中部	21 岐阜県	25,600 (36,000)	-	24,900 (35,000)	24,400 (34,300)	22,700 (31,800)	20,700 (29,100)	24,000 (33,700)	24,800 (34,600)	14,600 (20,500)	13,100 (18,400)
22 静岡県		25,300 (35,600)	-	31,200 (43,900)	24,400 (34,300)	22,700 (31,900)	22,100 (31,100)	23,900 (33,800)	24,800 (34,600)	15,100 (21,200)	13,000 (18,300)	
23 愛知県		25,200 (35,400)	-	28,000 (39,400)	24,400 (34,300)	22,700 (31,900)	20,800 (29,200)	23,900 (33,600)	24,800 (34,600)	15,500 (21,500)	13,300 (18,500)	
24 三重県		25,800 (36,300)	-	28,100 (39,500)	24,400 (34,300)	-	21,700 (30,500)	22,400 (33,700)	24,800 (34,900)	14,800 (20,800)	12,800 (18,000)	
25 滋賀県		23,700 (33,300)	-	23,800 (33,500)	22,200 (31,200)	-	20,600 (29,000)	22,800 (32,100)	23,500 (33,000)	13,400 (18,800)	11,300 (15,900)	
近畿	26 京都府	23,700 (33,300)	-	23,900 (33,600)	22,200 (31,200)	-	20,900 (29,400)	22,800 (31,800)	23,200 (32,000)	13,500 (19,000)	10,900 (15,400)	
	27 大阪府	23,800 (33,400)	-	23,500 (33,200)	22,200 (31,200)	-	20,500 (29,000)	22,400 (31,500)	23,000 (32,300)	13,200 (18,600)	11,500 (16,200)	
	28 兵庫県	23,300 (32,800)	-	23,900 (33,600)	22,200 (31,200)	-	20,000 (28,100)	22,500 (31,600)	23,000 (32,300)	13,800 (19,100)	11,300 (15,900)	
	29 奈良県	23,700 (33,300)	-	24,000 (33,700)	22,200 (31,200)	-	21,200 (29,800)	22,800 (32,100)	22,900 (32,200)	13,700 (19,300)	11,700 (16,000)	
	30 和歌山県	23,500 (33,000)	-	23,900 (33,600)	22,200 (31,200)	-	21,000 (29,500)	22,600 (31,800)	22,700 (31,900)	13,200 (18,800)	11,300 (15,900)	
	31 鳥取県	20,100 (28,200)	22,800 (32,100)	22,300 (31,400)	20,900 (29,400)	17,800 (25,200)	19,000 (26,700)	20,600 (29,000)	20,800 (29,200)	13,800 (19,500)	11,000 (15,500)	
	32 島根県	20,000 (28,100)	22,800 (32,200)	21,800 (30,700)	20,900 (29,400)	17,800 (25,200)	19,000 (26,700)	20,600 (29,000)	20,800 (29,200)	13,800 (19,500)	11,000 (15,500)	
	33 岡山県	20,000 (28,100)	22,800 (32,100)	22,700 (31,900)	20,800 (29,200)	17,800 (25,000)	19,200 (27,000)	20,600 (29,000)	20,800 (29,200)	14,300 (20,100)	12,600 (17,300)	
	34 広島県	20,000 (28,100)	22,800 (32,100)	21,700 (30,600)	20,800 (29,300)	17,800 (25,000)	18,900 (26,600)	20,600 (29,000)	20,800 (29,200)	14,300 (20,100)	12,100 (17,000)	
	35 山口県	20,000 (28,100)	22,800 (32,100)	22,000 (30,900)	20,900 (29,400)	17,800 (25,200)	18,900 (26,600)	20,600 (29,000)	20,800 (29,200)	14,100 (19,900)	11,500 (16,500)	
中国	36 徳島県	-	-	-	21,100 (29,700)	-	-	-	21,400 (30,100)	13,700 (19,300)	12,800 (17,200)	
	37 香川県	-	-	-	21,100 (29,700)	-	-	-	21,400 (30,100)	13,800 (19,400)	12,300 (17,300)	
	38 愛媛県	-	-	-	21,100 (29,700)	-	-	-	21,400 (30,100)	13,100 (18,400)	11,100 (15,800)	
	39 高知県	-	-	-	21,100 (29,700)	-	-	-	21,400 (30,100)	12,500 (17,800)	10,600 (14,900)	
	40 福岡県	27,500 (38,700)	-	23,200 (32,600)	23,200 (32,600)	17,400 (24,500)	18,400 (27,300)	21,800 (30,700)	22,500 (31,600)	13,500 (19,000)	11,800 (16,700)	
九州	41 佐賀県	27,500 (38,700)	-	23,200 (32,600)	23,200 (32,600)	17,400 (24,500)	19,100 (26,900)	21,800 (30,700)	22,700 (31,900)	13,400 (18,800)	11,700 (16,500)	
	42 長崎県	27,300 (38,400)	-	24,200 (34,000)	23,300 (32,800)	17,500 (24,600)	19,400 (27,300)	21,800 (30,700)	22,800 (31,900)	13,600 (19,100)	12,500 (17,000)	
	43 熊本県	27,500 (38,800)	-	23,300 (33,000)	23,300 (32,800)	17,500 (24,600)	19,100 (26,900)	21,800 (30,700)	22,500 (31,800)	13,500 (19,000)	11,300 (16,300)	
	44 大分県	26,900 (37,800)	-	23,200 (32,600)	23,200 (32,600)	17,400 (24,500)	19,500 (27,400)	21,800 (30,700)	22,500 (31,600)	13,400 (18,800)	10,800 (15,200)	
	45 宮崎県	26,700 (37,800)	-	23,100 (32,500)	23,200 (32,600)	17,400 (24,500)	19,400 (27,300)	21,800 (30,700)	22,400 (31,500)	13,400 (18,800)	10,400 (14,600)	
	46 鹿児島県	27,000 (38,000)	-	22,900 (32,200)	23,300 (32,800)	17,300 (24,300)	19,300 (27,100)	21,800 (30,700)	22,400 (31,500)	13,400 (20,100)	12,100 (17,000)	
	47 沖縄県	-	-	20,200 (28,400)	22,900 (32,700)	-	16,700 (23,500)	-	-	12,700 (17,800)	10,600 (14,900)	

建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表

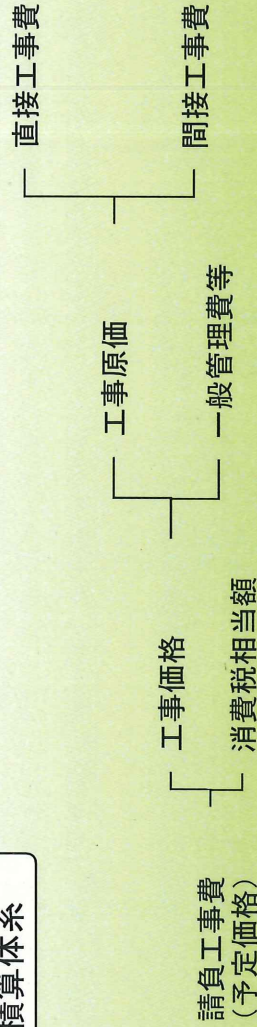
現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない

(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など

積算体系



労働者の雇用に伴う必要経費が含まれる

課題

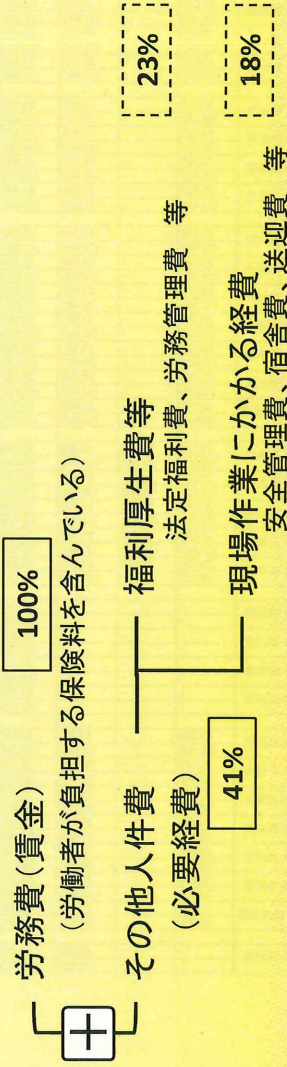
建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

対策

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。

並列表示イメージ

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	18,100 (25,400)	12,600 (17,700)
□□県	19,200 (27,000)	12,800 (18,000)

(注1) 数値は、全国調査を基に試算した参考値
(注2) 上記のうち、少なくとも労務費 (賃金) 及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

上段：公共工事設計労務単価

(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費



○建設業団体の長に対して、資金需要の増大が予想される夏期・冬期に、下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等を要請するもの。（令和2年12月1日発出）

通達の内容

（1）見積り

- 明確な経費内訳による見積書の提出に基づく、双方の協議による適正な手順を踏まえた下請代金の設定
- 請負契約書に記載すべき事項（請負代金の額を除く）について、具体的内容を見積条件として提示
- 労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、必要な経費に十分留意
- 追加・変更契約の際にも見積依頼及び見積書を提出することを徹底
- 改正建設業法第20条により、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして見積りを行うことに留意
- 改正建設業法第20条の2により、注文者は地盤の沈下等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあるときは、請負契約を締結するまでに必要な情報を提供しなければならないことにも留意

（2）社会保険加入の徹底

- 改正建設業法の施行により、建設業の許可・更新申請に際して、社会保険に加入していることが許可要件となる点に留意
- 同じく施工体制台帳の記載事項として、工事に従事する者の社会保険の加入状況等も記載事項となる点に留意
- 元請負人はCCUS登録事業者を下請負人として選定することが推奨されるとともに、社会保険加入状況の確認等については、CCUS活用を原則とする方針を周知徹底
- 元請負人は、下請負人に対し法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結
- 下請負人は、元請負人又は直近上位の下請負人に対し、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請負人に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重
- 併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険への加入を徹底
- 建設工事標準請負契約約款の周知徹底

（3）契約

- 書面による建設工事着工前の契約締結の徹底
- 赤伝処理をする場合は合意に基づき契約書類に明記
- 指値発注の禁止
- 適正な手順による追加・変更契約、直ちに追加・変更契約の内容が確定できない場合の対応
- 改正建設業法第19条の5において規定された、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止は、発注者と受注者の間のみならず、元請負人と下請負人の間でも適用されることに留意

（4）建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等

- 働き方改革関連法が成立したことを踏まえ、下請契約においても適正な請負代金と工期設定を行い、週休2日など休日確保の推進

（5）施工管理の徹底

- 見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理や工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理の一層の徹底
- 施工体制台帳及び施工体系図の作成、工事現場ごとの備え置き等の徹底
- 建設業法施行規則の改正により、建設工事の従事者の氏名や有する資格等の情報を施工体制台帳に記載することとなる点に留意
- 施工体制台帳への記載に代えて、CCUSの活用により代替できるところについて周知

（6）検査及び引渡し

- 工事が完成した旨の通知を受けた日から20日以内で、できる限り短期間に検査を完了
- 検査完了後、下請負人から申し出があったときは直ちに引渡し

朱書き部分が今回の変更点

通達の内容

(7) 下請代金の支払

- 改正建設業法第24条の3により、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切に配慮することとされたことから、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む）を現金払とするよう支払条件を設定することに留意
- そもそも下請代金の支払はできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合には、現金の比率を高めることに留意
- 手形期間は120日以内で、できる限り短期間の手形期間（将来的には60日以内）
- 特定建設業者は、一般の金融機関による割引を受けることが困難な手形の交付による支払の禁止
- できる限り短期間のファクタリング方式による決済期間
- 注文者から支払を受けた日から1月以内でできる限り短期間での支払
- 特定建設業者は、建設工事の完成を確認した後、引渡しの申し出の日から50日以内で、できる限り短期間での支払
- 前払金受領時の下請負人への適正な支払及び中間前払金制度の積極的な活用
- 正当な理由のない長期間の支払保留の禁止

(8) 下請負人への配慮等

- 下請契約における関係者に対し、請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えないよう配慮
- 「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」の活用による支払の適正化
- CCUSを活用し、建設技能者が適切に就業履歴を蓄積できるよう、カードリーダーの設置や施工体制登録等、環境整備の実施を図る
- 建退共制度に基づき事業主負担額等の必要な諸経費の適切な考慮、下請負人の資金繰りや雇用確保への配慮
- 元請負人による建退共度の掛金納付の一括代行
- 令和3年4月より建退共手続きの電子申請方式の本格実施及び証紙方式の履行確認強化の運用が開始予定であるため適正な運用を行うよう留意
- 発注者から直接工事を請け負った特定建設業者による、下請負人への法令遵守指導

(9) 技能労働者への適切な賃金の支払

- 公共工事設計労務単価の上昇等を踏まえ、技能労働者に対する適切な水準の賃金を支払
- 「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の活用及び周知

(10) 消費税の円滑かつ適正な転嫁

- 令和元年10月1日の消費税率引上げに伴う対応に十分留意

(11) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響による下請建設企業等への配慮等

- 新型コロナウイルスの影響により建設工事の一時中止・延期等を行う際は、適切な契約締結、下請代金の設定・支払の徹底を改めて周知
- 建設現場における「三つの密」対策や、それに伴う熱中症リスク軽減等を徹底

(12) 国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止

- 正当な理由がない長期の支払い保留など、建設業法上の義務違反行為を元請負人が行ったという事実を下請負人が国土交通大臣等の監督行政庁に通報したことを理由として、取引の停止など不利益な取扱いをしてはならないことに留意

(13) 関係者（資材業者・賃貸業者・警備業者・運送事業者等）への上記の事項に準じた配慮